

## 令和8年度 しが多文化共生県民交流推進事業費補助金 Q & A

### Q1. 任意団体は申請できるか？

A. 補助対象者の要件を全て満たしていれば、申請できます。

### Q2. 株式会社や地方公共団体は申請できるか？

A. 単独での申請はできません。

実行委員会等の組織で申請する場合のその他の団体（企画面や財政面等で中心ではない団体）となることはできます。

### Q3. 過去の活動実績がなくても申請できるか？

A. 原則申請できません。

なお、前身の団体での活動がある場合、認められる場合がありますので、ご相談ください。

### Q4. 新規性はどのように判断されるのか？

A. 補助事業者の過去の活動に照らして、具体的な内容を審査の上、判断します。

交流事業を過去に行っている場合、内容等に新規性がある場合は認められます。

毎年行っている既存事業であっても、新規性がある部分については認められます。

### Q5. 県の補助金等を申請している事業や既に交付決定を受けた事業は申請できるか？

A. 申請できません。また、県からの補助（滋賀県自治振興交付金等）を財源とする市町等からの補助事業や委託事業についても同じく申請ができません。不明な場合はご相談ください。

### Q6. 県以外の補助金等を受けている事業は申請できるか？

A. 申請できます。収支予算書の収入の部に記載ください。また、補助対象事業額は県以外の補助金等を含めた額とします。なお、県からの補助（滋賀県自治振興交付金等）を財源とする市町等からの補助事業や委託事業は対象外です。

### Q7. 滋賀県民以外も対象者に含める事業は申請できるか？

A. 原則滋賀県民を対象者とする事業が対象です。具体的な内容を審査の上、判断します。

### Q8. 会場が滋賀県外の事業は申請できるか？

A. 原則滋賀県内で開催される事業が対象です。具体的な内容を審査の上、判断します。

### Q9. 対象者が「日本人のみ」あるいは「外国人のみ」の事業は申請できるか？

A. 日本人と外国人の交流がある場合は、申請できます。（例：外国人が講師で日本人のみが参加する料理教室、日本人が案内する外国人のみが参加する街歩きイベント）

**Q10. 参加者から参加費等の収入を得ることは問題ないか？**

A. 実費相当額であれば収入を得ることは認められます。

**Q11. 講師等への交通費は対象経費となるか？**

A. なります。講師等への謝礼に含めてください。

**Q12. 団体から給与を受けているものに対する謝礼は対象経費となるか？**

A. なりません。申請団体職員等の経常的な人件費は対象外です。

**Q13. パソコン等の事務機器やUSB等の事務用品の購入経費は対象経費となるか？**

A. 用途が補助事業に限定されない事務機器類（パソコン、コピー機等）および事務用品（机、椅子、USB等）の購入費は対象外です。

**Q14. 飲食費として、参加者への茶菓は対象経費となるか？**

A. 飲食費は原則対象外です。ただし、補助事業の実施に伴う資材であれば対象です。（例：料理教室で用いる食材）

**Q15. 交付決定前の支出や交付決定前に契約した経費は対象経費となるか？**

A. なりません。

**Q16. 令和9年2月28日を過ぎて支出した経費は対象経費となるか？**

A. なりません。

**Q17. 領収書がない経費は対象経費となるか？**

A. なりません。ただし、領収書の入手が困難な場合は、ご相談ください。

**Q18. 本補助金の申請に係る経費は対象経費となるか？**

A. なりません。

**Q19. 交付決定額は全額支払われるのか？**

A. 実績報告に係る提出書類に基づき、実際に交付する額を確定します。したがって、支給額は交付決定額を下回る場合があります。

**Q20. 事業実績額が交付申請時の対象経費額を上回った場合、交付決定額を超えて支払われるのか？**

A. 補助金支給額は交付決定額が上限であり、交付決定額を超えて支払うことはありません。

**Q21. 補助金の支払い時期はいつになるのか？**

A. 通常実績報告提出から2か月程度かかり、遅くとも令和9年3月31日までには支払います。